



# 貸 渡 約 款

2020年2月1日施行

## 第1章 総 則

### 第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。なお、この約款に定めのない事項については、第41条の細則、法令又は一般の慣習によるものとする。

## 第2章 予 約

### 第2条 (予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りにあたって、来店、電話、インターネット等的手段及び当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等を通じて、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート・カーナビ等オプションの要否、その他の借受条件(以下「借受申込み」という。)を明示して予約の申込みを行うことができる。当社は、借受人から予約の申込みがあった場合は、第3条第1項の規定に基づく代理貸渡しを行う場合(同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸し渡す場合を含みます。)を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に充当するものとする。この場合、借受人は、当社が必要と認める場合は、予約申込金を支払うものとする。

### 第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。ただし、当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等において、予約申込みを行った予約代行業者の営業拠点に対して変更の申込みをした場合のみ、予約の変更ができることとする。

### 第4条 (予約の取消し等)

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができる。借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻より1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結手続きに着手しなかった場合は、予約が取り消されたものとする。前2項の場合、借受人は、別に定めることにより予約取消料を当社に支払うものとし、当社は、予約申込金を返還するものとする。また、当社は、この予約取消料と相殺するものとする。当社の都合により、予約が取り消された場合は、又は貸渡契約が締結されなかった場合は、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかった場合は、予約は取り消されたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

### 第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合は、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)の貸渡しを申し入れることができるものとする。借受人が前項の申入れを承諾した場合は、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとする。なお代替レンタカーの貸渡料金が予約した車種クラスの貸渡料金より高くなる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金を戻すものとする。借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由による場合は第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰さない事由による場合は第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

### 第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第3条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。借受人は、天災又はその他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供を行うことができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとする。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとする。

### 第7条 (予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を行う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」という。)において予約の申込みをすることができます。代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、申込みを行った当該代行業者の営業拠点に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとする。

## 第3章 貸 渡

### 第8条 (貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示し、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。貸渡契約を締結した場合は、借受人は当社に第1条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び第4条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結に当たり、仮受入に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」という。)の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自分が運転者である場合は自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を自動車運転免許証提出用封筒(注1)に封入し、運転免許証の提示を求めるものとします。また、借受人は、自分が運転者である場合は自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を自動車運転免許証提出用封筒(注1)に封入し、運転免許証の提示を求めるものとします。注1) 監督官庁の基本通達とは、国土交通省「自動車運転免許証提出用封筒(注1)に関する基本通達」(自株第138号 平成7年6月13日)の2(1)0及び(1)1のこととします。注2) 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第11の書式の運転免許証をいいます。又、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。当社は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

### 第9条 (貸渡契約の締結の条件)

借受人は運転者各々の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができないものとする。(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しない場合。(2) 酒気を帯びていると認められる場合。(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を出していると認められる場合。(4) チャイルドシートを使用せず6歳未満の幼児を同乗させる場合。(5) 暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であることと認められる場合。借受人又は運転者は運転者の各号のいずれかに該当する場合は、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができます。(1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なる場合。(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いに滞りがあった場合。(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があった場合。(4) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。)において、第18条第6項又は第26条第1項記載の行為があった場合。(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金が保険料超過により自動車保険が適用されなかった事実があった場合。(6) 約定車種の利用に際し、別に定める貸渡条件を満たしていない場合。(約定車種利用の場合に限る。)(7) 当社との関係に際し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辭を用いた場合。(8) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を損じ、又は業務を妨害した場合。(9) 上記各号の他、当社及び各店舗がレンタカーの貸渡しを不適切と判断した場合。(10) 別に明示する条件を満たしていない場合。前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していた場合は、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていた場合は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

### 第10条 (貸渡契約の成立)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡しした場合に成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金又は旅行あせん受書等において、発行したクーポン券面額相当額は貸渡料金の一部に充当されるものとする。前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとする。

### 第11条 (貸渡料金)

貸渡料金は、下記の料金の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間に相応する料金を貸渡契約締結時に受領する。又、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示する。(1) 基本料金(2) 特別装備料(3) アンテナ料(4) 燃料代又は充電代(5) 配車取料(6) その他の料金。基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項において同じとする。)に届け出て実施している料金によるものとする。レンタカー返還時に、第1項で受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償料、返還場所変更料等の追加料金が発生した場合は、返還時に精算をしなければならないものとする。第2条による予約をした後に貸渡料金を改定した場合は、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低方の貸渡料金によるものとする。貸渡料金については、細明で定めるものとする。

### 第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。当社は、前項による借受条件の変更による貸渡業務に支障が生ずる場合は、その変更を承諾しないことがある。この場合、当初の貸渡期間満了前までに当該レンタカーの返却するものとする。借受人は、第1項に定める借受条件を変更しようとする場合は、貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間を延長する旨を延長前の貸渡契約と同一とし、変更後の貸渡期間に対応する貸渡料金を当社に支払うものとする。

### 第13条 (点検整備及び確認)

当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検を、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとする。当社は、第3条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを第2条第2項(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要の整備等を実施するものとする。

### 第14条 (チャイルドシートの装着)

チャイルドシートの装着は、その責任において適正に装着するものとする。当社が装着の手伝いをすることがあっても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとする。当社は、レンタカーを引き渡した場合は、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。借受人又は運転者は、レンタカーの使用に際し、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。借受人又は運転者は、貸渡証を紛失した場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとする。借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとする。

## 第4章 借 受

### 第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けから返却するまでの間(以下「使用中」という。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、管理するものとする。借受人が前項の注意義務を怠り、借り手がレンタカーがあて返す、いんざら、車上荒し、盗難等の被害を受けた場合、借受人又は運転者が被った損害を負担するものとする。なお、この場合レンタカーに付保されている保険の適用は行いません。

### 第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

### 第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けずにレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外者に運転させること。(3) レンタカーを転貸し、又は他の担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。(4) レンタカーの自動車登録番号又は車両番号を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。(5) 当社の承諾を受けずにレンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。(6) 法令又は公安関係に違反してレンタカーを使用すること。(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。(9) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているオーディオ、カーナビ及びその他装備品を取り出し、車外に持ち出すこと。又車載工具、装着タイヤ、スペアタイヤ等を当該レンタカー以外に用いること。(10) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。又承諾を受けた場合でも、車内でペットをケージから出すこと。(1) 電気自動車又は充電器の不適切取扱により、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。(12) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

### 第18条 (違法駐車の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路運送法に定める違法駐車をした場合は、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び取返駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。当社は、警察からレンタカーの取返駐車に係る連絡を受けた場合は、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに当該警察署に出現して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。当社は、当該レンタカーを移動させた場合には、当該判断により、自らレンタカーを引き取る場合がある。当社は、前項の指示に従った場合、当社の指示により、違法駐車に係る反則金を納付し、警察署に領収書等により返還するものとし、処理されない場合には、処理されるまで借受人又は運転者が対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、取返駐車に係る事実及び警察署等が出現し、運転者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社指定の文書(以下「自認書」という。))に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。当社は、当社が必要と認めた場合は、警察署に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を提供する旨の当社指定の文書(以下「自認書」という。))に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。当社は道路運送法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を負付した場合は、借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとする。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。(1) 放置違反相当額(2) 当社が別に定める駐車違反違約金(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用。当社は前項の放置違反金納付命令を受けた場合、又は借受人又は運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額を全額支払わない場合は、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」といいます。)に登録する等の措置をとるものとする。第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じない場合、又は当社が必要と認めた場合は、第5項に定める放置違反金及び駐車違反相当額に定めるものとして、当該借受人又は運転者に対して、当該借受人又は運転者が被った損害を負担するものとする。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し付けた場合においても、同様とします。第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額を全額受領した場合は、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後述当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の返付を受けた場合、又は放置違反金を納付した領収書等の提示があった場合は、当社は既に支払いを受けた駐車違反金相当額のみを返還するものとする。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し付けた場合においても、同様とします。第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われた場合は、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

### 第19条 (GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全地盤測位システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的に利用することに同意するものとする。

- (1) 貸渡約款の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
  - (2) 第2条第6条第1項に該当した場合、その他レンタカーの管理又は貸渡約款の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置を確認するため。
  - (3) 仮受入及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2. 仮受入及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

## 第20条 (ドライバーコーダー)

仮受入及び運転者は、レンタカーにドライバーコーダーが搭載されている場合があり、仮受入及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記目的で利用することに同意するものとします。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
  - (2) レンタカーの管理又は貸渡約款の履行等のために必要と認められる場合に、仮受入及び運転者の運転状況を確認するため。
  - (3) 仮受入及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2. 仮受入及び運転者は、前項のドライバーコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

## 第5章 返 還

### 第21条 (返還責任)

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反した場合は、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

### 第22条 (返還時の確認)

借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの回収に際しては、返還時にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

### 第23条 (借受期間変更時の貸渡料金の精算)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更した場合は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

### 第24条 (返還場所等)

借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更した場合は、返還場所の変更によって必要となる送還のための費用(乗掛料金)が当初乗掛料金を超える場合には、その超過分を支払うものとします。ただし、当初乗掛料金を下回る場合でも、当社はその差額を返還しません。

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けないこととなる返還場所以外の場所にレンタカーを返還した場合は、次に定める返還場所変更約款の支払うものとします。

返還場所変更約款=返還場所の変更によって必要となる送還のための費用×2.00

### 第25条 (レンタカー貸渡料金の精算)

借受人は、レンタカー返還時に超過料金、付帯料金、ガソリン料金等の未精算がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

2. レンタカー返還時に前記の超過料金(満タンでない)の場合は、借受人は、当社が別に定める規定に従い算出した超過料金を支払うものとします。

### 第26条 (不返還となった場合の措置)

26.1 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じない場合、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められる場合は、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするともに、全レンタカーシステムに登録する等の措置をとるものとします。

26.2 当社は、前項に該当することとなった場合は、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開かり調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

26.3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第31条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。なおこの場合、当社はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとします。

26.4 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、当社が借受人又は運転者の承諾なくしてレンタカーを引き上げることについて予め同意し、当社のレンタカーの引き上げに関して、民事・刑事その他理由の如何を問わず、一切異議を述べないこととします。なおこの場合、当社はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

### 第27条 (故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見した場合は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

### 第28条 (事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生した場合は、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2) 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決することとします。

3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その援助に協力するものとします。

4. 当社は、レンタカーに係る事故が発生した場合は、レンタカーの所在を確認するため、仮受入及び運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開かり調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

5. レンタカーに係る事故が発生した場合、借受人又は運転者は、第31条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

6. 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が設置されている車両について、衝突が発生した場合や急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

7. 当社は、必要と認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

### 第29条 (盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生した場合その他の被害を受けた場合は、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

### 第30条 (使用不能による貸渡料金の終了)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」という。)によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡約款は終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの取り戻し及び修理等に要する費用を負担するものとします。当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。なお、特約により貸渡料金が後払いになっている場合、又は貸渡期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合には限りなく返還するものとします。

3. 故障等が貸渡し前に存在した原因による場合は、新たな貸渡約款を締結したものとし、借受人は当社が代替レンタカーの提供を受けられることとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けない場合は、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できない場合と同様とします。

5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責に帰すべき事由による場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから貸渡約款の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6. レンタカーの使用において天災その他不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡約款は終了するものとします。

7. 借受人は前項に該当することとなった場合は、その旨を当社に連絡するものとし、レンタカーを使用できなくなった期間に対応する貸渡料金を、当社に支払うものとします。

8. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

### 第31条 (賠償及び営業補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えた場合は、第37条第1項の規定に基づき代理貸しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの再損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

### 第32条 (保険及び補償)

借受人又は運転者が第31条第1項の賠償責任を負う場合は、当社がレンタカーについて締結した損害保険約款及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償 1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含む。)

(2) 対物補償 1事故につき 無制限(免責金額 5万円)

(3) 車両補償 1事故につき 時額 無制限(免責金額 5万円(下記以外すべて))

(4) 人身傷害補償 1名につき 3,000万円まで(定員まで)

人身傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。なお、その他に関しては当社が保の損害保険規定に準ずるものとします。

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3. 保険金又は補償金が支払われなかった場合、借受人は前項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害(保険約款に基づき保険会社が算定する損害額)については、特約した場合を除いて借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律(昭和74年法律第10号)第2条に基づき災害と指定された区域(以下「激甚災害」といいます。)による損害又はこれに類する自然災害による損害については、借受人が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、全損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

4. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害を支払った場合は、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5. 第1項に定める損害保険約款の保険料相当額及び当社の定める補償制度の保険料相当額は貸渡料金を含みます。

6. 貸渡料及び当社各店舗に届出のない事故、損害保険約款の免責事由に該当する事故、貸渡し後に第9条第1項1号から5号、第2項1号、若しくは第17条1号から12号のいずれかに該当して発生した事故、及び借受期間を無断で延長してその延長後に発生した事故に関する損害については、損害保険並びにこの補償制度は適用されません。

## 第8章 貸渡料 (貸渡料金の解款)

### 第33条 (貸渡料金の解款)

当社は、借受人又は運転者が使用中に次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知、催告を要せず貸渡約款を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。ただし、特約により貸渡料金が後払いになっている場合、又は借受期間の延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。

(1) この約款に違反した場合。

(2) 借受人又は運転者の責に帰する事由により交通事故を起こした場合、又はレンタカーが損傷あるいは故障した場合。

(3) 第9条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合。

### 第34条 (任意解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得てレンタカーを返還し次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡約款を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2. 借受人は、前項の解約をする場合は、次に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料=(貸渡料金の期間に対応する貸渡料金)-(貸渡しから解約までの期間に対応する貸渡料金)×50%

## 第9章 個人情報

### 第35条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づきレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者に、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送付等の方法により、案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込書又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

(4) 高品質なサービスを提供し、顧客満足度の向上策検討のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報取扱規約に基づき、個人を識別し、特定できない形態に加工した統計を作成するため。

(6) 下記の個人情報書面又は電子媒体によりグループ会社、当社の提携会社へ提供するため。ただし、本人の申し出により第三者提供を停止いたします。提供する項目：住所・氏名・生年月日・電話番号、及びお客様とお取引に関する情報

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第36条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号を含む個人情報、が全レンタカーシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各

地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路運送法第80条第1項に基づいて貸渡約款を締結し、これを申込書として貸渡しすることができるとき。

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反費用の全額の支払いがない場合

(3) 第26条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

## 第10章 雑 則

### 第37条 (代理貸し)

当社は、申込者の希望通りの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡しすることができない場合(申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。)においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限って、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸渡しすることができるとします。(これを「代理貸し」といいます。)

(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自らの約款によるが当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利である場合は自社の約款を適用するものであること。

(2) 貸渡約款は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。

(3) 提供したレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。

2. 代理貸しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。

3. 代理貸しを行う場合の基本となる「貸渡約款」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものであること、又は当社が別に定める代理貸し専用の様式の貸渡約款によるものとします。

4. 代理貸しをした場合において、当該貸しをした車両について、故障その他のトラブルが発生した場合は、当社は、自社提供のレンタカーを貸渡しした場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

### 第38条 (租税)

当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対する金銭債務がある場合は、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

### 第39条 (消費税、地方消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む。)を当社に対して支払うものとします。

### 第40条 (返還賃金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った場合は、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第41条 (租則)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとします。その細則は、この約款と同等の効力を有するものとします。

2. 当社は、別に細則を定めたい場合は、当社の各店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表、ホームページ等これに記載するものとします。又、これを変更した場合も同様とします。

### 第42条 (邦文約款の優先適用)

本契約書(邦文)の文章又は用語につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

### 第43条 (合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた場合は、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

## 附 則

この約款は、2020年2月1日から施行します。